



「はじめる」から「かなえる」へ。福島県では、震災から10年を機に「ふくしまからはじめよう」からのバトンを渡す、スローガン「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」を策定しました。復興に向けて歩んできた「これまで」と、新しい未来に繋げていく「これから」と、県民のみなさんひとりひとりの「今」を重ねたメッセージです。

「イノベ税制」で新たな事業に チャレンジしてみませんか？

福島県 福島イノベーション・コースト構想推進課

福島イノベーション・コースト構想は、東日本大震災および原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、この地域の新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトです。今回は、この構想に係る重点分野の取り組みを推進するため、重点分野における新製品の開発などの事業を行う場合に、税の優遇措置を受けることができる「福島イノベーション・コースト構想の推進に係る税の優遇措置（イノベ税制）」をご紹介します。

ホームページで詳しい情報を公開しています。 [イノベ税制](#) [検索](#)

福島イノベーション・コースト 構想とは？

皆さんは、「福島イノベーション・コースト構想（イノベ構想）」という言葉を目にされたことはありますか？

イノベ構想とは、東日本大震災および原子力災害によって失われた浜通り地域等15市町村（イノベ区域）の産業を回復するため、新たな産業基盤の構築を目指している国家プロジェクトです。この構想の実現に向けて、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」を3つの柱とし、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の6分野を重点分野として、取り組みを進めています。



<浜通り地域等15市町村(イノベ区域)>

イノベ税制

このような特例があります

イノベ税制は、イノベ構想に係るこれらの重点分野の取り組みを推進する税の優遇措置です。

イノベ構想が目指す自立的・持続的な産業発展につなげていくため、イノベ区域において、6つの重点分野に係る新製品の開発などの事業を行う場合に、設備投資、被災者などの雇用、研究開発を対象として、国税（法人税・所得税）や地方税（事業税・不動産取得税・固定資産税）の優遇措置を受けることができます。

例えば、原子力災害の被災者となられた方（避難対象雇用者等）を雇用する場合に、この給与等支給額の15%を税額控除できます。あるいは、事業の用に供する機械や建物などの設備投資を行う場合に、特別償却または税額控除ができます。

このような事業が対象になります

イノベ税制で税の優遇措置を受けることができるのは、イノベ構想の6つの重点分野のいずれかに該当し、次に掲げる事業（新産業創出等推進事業）となります。

- ① 新たな製品の研究開発の推進等に資する事業
- ② 独自に開発した技術を活用した新商品の開発等に関する事業
- ③ 先進的な技術の活用や既存の技術の改良による新商品の開発等に関する事業

<対象となる事業のイメージ>

■ 廃炉

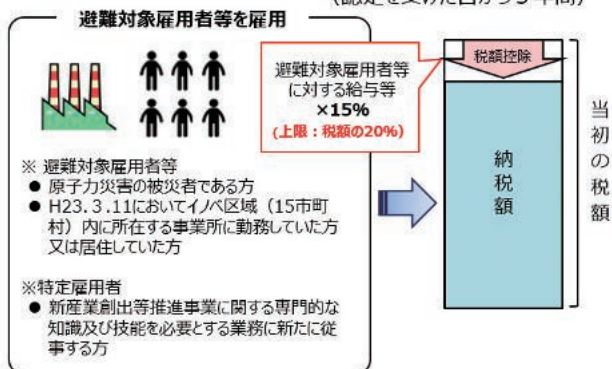


廃炉作業に資する遠隔操作ロボットの開発や高濃度放射線環境下でも測定可能な機器などの開発

■ 特例の内容

● 避難対象雇用者等を雇用する場合

認定を受けた個人事業者または法人は、避難対象雇用者等または特定雇用者※に対する給与等支給額の**15%を税額控除**（認定を受けた日から5年間）



（注）上記「避難対象雇用者等を雇用する場合」と「設備投資を行う場合」の税額控除は選択適用。

● 設備投資を行う場合

認定を受けた個人事業者または法人が、新産業創出等推進事業の用に供する機械・装置、器具・備品及び建物等を取得した際の**特別償却**または**税額控除**

特別償却		選択適用	税額控除	
機械・装置 器具・備品	即時償却		機械・装置 器具・備品	15%
建物、構築物	25%	建物、構築物	8%	

申請により、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免も可能

● 開発研究用資産への投資を行う場合

認定を受けた個人事業者または法人が、開発研究用資産の**即時償却**に加え、当該即時償却の対象となる開発研究用資産の償却費について研究開発税制を適用する場合には、特別試験研究費とみなして**税額控除**

■ ロボット・ドローン



軽量で耐久性のある素材や超精密な部品など、ロボット・ドローンに関連したこれまでにない新たな部品などの開発

■ エネルギー・環境・リサイクル



再生可能エネルギーの導入拡大に向けた太陽光発電設備や風力発電設備のメンテナンス技術の開発

■ 農林水産業



ハウス内外の環境（温湿度、日射量、風速、二酸化炭素濃度など）を各種センサーで自動測定するシステムを活用した農業

■ 医療関連



介護現場での職員の負担を軽減することに資する介護支援ロボットなどの開発

■ 航空宇宙



空飛ぶクルマの開発・製造に必要なこれまでになかった新たな機能や特徴を有する部品などの製造

上記の事業イメージは一例となりますが、このほかにも多くの事業が対象となります。イノベーションというと「新たな製品の研究開発」のようなイメージを持たれるかもしれませんが、「既存の技術の改良」なども対象となります。新しい事業の立ち上げをお考えの際は、イノベ税制の活用による税の優遇措置のメリットをぜひご検討ください。

なお、イノベ区域の中でも、産業団地など対象となる区域が定められており、また、対象となる業種も重点分野ごとに定められています。イノベ税制による税の優遇措置を受ける場合には、事前に県の認定を受ける必要がありますので、詳しくはホームページでご確認ください。イノベ税制が対象となるかお悩みの際には、お気軽に県までお問い合わせください。



<イノベ税制紹介ページ>
(福島県ホームページ内)

イノベ構想の進展とともに (区域・業種の追加)

2021年にイノベ税制を開始してから3年が経過し、この間、イノベ区域においては、特定復興再生拠点区域の避難指示解除や新たな産業団地の整備計画、さらには多くの事業者による新たな取り組みが着実に進展してきました。

こうした復興に向けた力強い流れを確かなものとするため、イノベ税制においても今年4月から、新たに対象となる区域や業種を追加しています。

ますます活用の幅が広がるイノベ税制。「あらゆるチャレンジが可能」な福島県のイノベ区域で、新しい事業に挑戦してみませんか？

イノベ税制

検索

問い合わせ先

福島県

福島イノベーション・コスト構想推進課

電話：024 (521) 7853